



令和8年3月吉日

矢代地域にお住まいの皆様

妙高市環境生活課長

## 西菅沼産業廃棄物処分場に関する水質検査について（ご報告）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

毎年度、地元代表者様から立会いをいただき、西菅沼産業廃棄物処分場跡地の水質検査をしておりましたが、今年度に「矢代地区地域づくり協議会」及び「矢代地区区長連絡協議会」を通じて、来年度以降の水質検査の方法について相談・協議をさせていただいた結果、来年度以降は、2年に1回の水質検査に変更することをご報告させていただきます。

なお、詳細については下記をご覧ください。

### 記

#### <西菅沼処分場について>

- ・解体業者が平成元年に産業廃棄物処分場を設置し、平成6年に廃止。その後、別業者が廃棄物保管場所として利用したが、平成27年に撤去を完了し、それ以降は現在まで敷地の利用はなし
- ・同処分場については、操業時に埋め立て量が施設容量を超えたことや排水処理施設が正常に稼働していない等の事案が生じたことから、県が指導を行うとともに、市と地元が県知事宛てに陳情を行った経緯がある

#### <これまでの水質検査等の経過>

- ・旧新井市と県は協同で平成6年から水質検査を実施
- ・処分場跡地の水質検査においては、法律等による規定はなく、県は、令和5年度をもって約30年間の監視で水質異常は認められなかったことから調査を終了
- ・市は独自に検査を継続
  - ▶浸出水（年1回実施） ⇒ 令和8年度から2年に1回に変更
  - ▶浸出水監視井戸（年1回実施） ⇒ 令和8年度から2年に1回に変更
  - ▶処分場下流民家井戸（2軒の民家井戸を年1回実施）  
⇒ 令和8年度から2年に1回に変更

#### <今後について>

- ・これまでの水質検査等の中で、周囲の環境等に影響を与える異常値がみられなかったことなどを踏まえて、今回の変更とさせていただきましたが、今後も市としての監視業務や県との情報共有は継続するとともに、状況に変化があった場合等は速やかに地元の皆様へご連絡させていただきます。

《裏面へ》

【参考：令和7年度西菅沼産業廃棄物処分場（跡地）に関する水質測定結果】

①【浸出水】 (単位：pHは水素イオン濃度指数、その他はmg/l)

採水場所	測定項目	※排水基準	令和7年度
			妙高市 令和7年6月19日
浸出水	項目一般		
	水素イオン濃度(pH)	5.8～8.6	7.2
	生物化学的酸素要求量(BOD)	60mg/L	2.8
	浮遊物質量(SS)	60mg/L	31
	健康項目		
	カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	検出されず
	シアン化合物	1mg/L	検出されず
	有機リン化合物	1mg/L	-
	鉛及びその化合物	0.1mg/L	検出されず
	六価クロム化合物	0.5mg/L	検出されず
	砒素及びその化合物	0.1mg/L	検出されず
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	検出されず
	特殊項目		
	フェノール類含有量	5mg/L	検出されず
	銅含有量	3mg/L	検出されず
	亜鉛含有量	2mg/L	0.01
	溶解性鉄含有量	10mg/L	0.99
	溶解性マンガン含有量	10mg/L	0.39
	クロム含有量	2mg/L	検出されず
	ふっ素及びその化合物	15mg/L	検出されず
窒素含有量	120mg/L	3.1	
リン含有量	16mg/L	0.04	

②【浸出水監視井戸水】 (単位：pHは水素イオン濃度指数、その他はmg/l)

採水場所	測定項目	水道法による 水質基準	令和7年度
			令和7年6月19日
監視井戸	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	検出されず
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	検出されず
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	検出されず
	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	検出されず
	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	検出されず
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	検出されず
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.4
	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	検出されず
	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	検出されず
	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	5.5
	銅及びその化合物	1mg/L以下	検出されず
	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.03
	塩化物イオン	200mg/L以下	4.8
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	49
	pH値	5.8～8.6	6.4
	濁度	2度以下	12.0
	アンモニア性窒素	-	検出されず
	有機物等	10以下	1.2
	陰イオン界面活性剤	0.5以下	検出されず
	フェノール類	0.005以下	検出されず
有機リン	0.1mg/L以下	検出されず	

③【処分場下流民家井戸水】 (単位：pHは水素イオン濃度指数、その他はmg/l)

測定項目	水道法による 水質基準	令和7年度	
		菅沼A 井戸 令和7年5月21日	菅沼B 井戸 令和7年5月21日
カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	検出されず	検出されず
水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	検出されず	検出されず
鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001	検出されず
ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	検出されず	検出されず
六価クロム化合物	0.02mg/l以下	検出されず	検出されず
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	検出されず	検出されず
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.7	0.7
フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	検出されず	検出されず
亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	検出されず	検出されず
鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.11	0.08
銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.03	検出されず
マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	検出されず	検出されず
塩化物イオン	200mg/l以下	11	17
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	55	58
有機物等	10mg/l以下	検出されず	0.4
pH値	5.8～8.6	6.1	6.2
濁度	2度以下	0.2	検出されず
アンモニア性窒素	-	検出されず	検出されず
陰イオン界面活性剤	0.5mg/l以下	検出されず	検出されず
フェノール類	0.005mg/l以下	検出されず	検出されず
有機リン	0.1mg/l以下	検出されず	検出されず

- ・「検出されず」とは、分析機器の測定下限値未満をいいます
- ・②の結果において、「鉄及びその化合物」、濁りの程度を表す「濁度」の項目で水道法による水質基準を超過しておりますが、原因は特定（井戸の錆なども原因の一つと考えられる）できておりませんが、現時点では生活環境に支障はないと判断しています

■ 問い合わせ先

妙高市 環境生活課 生活・交通グループ

電話：0255-74-0032 F A X：0255-73-8206

メール：kankyoseikatuka@city.myoko.niigata.jp